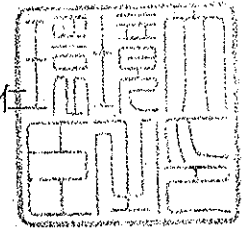


諮問第270号
環保企発第091026006号
平成21年10月26日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 小沢 鋭 仁



石綿健康被害救済制度の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第3号の規定に基づき、石綿健康被害救済制度に関する下記項目に係る貴審議会の意見を求める。

記

1. 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について
2. 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について

（諮問理由）

現在、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する指定疾病については、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物の2つが指定されているところであるが、他の疾病の取扱いについて、法第2条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものである。あわせて、当該疾病に係る医学的判定に関する考え方について、意見を求めるものである。

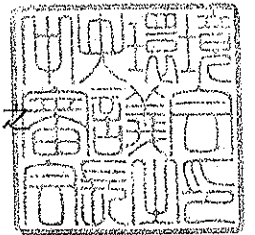
また、法の施行から5年以内に、必要な見直しを行うため、施行状況を踏まえた諸課題について整理検討を行う必要がある。このため、今後の石綿健康被害救済制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第524号
平成21年10月28日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 佐藤 洋 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



石綿健康被害救済制度の在り方について（付議）

平成21年10月26日付け諮問270号、環企発第091026006号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。